



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社エーアンドエーマテリアル  
代 表 者 代表取締役社長 卷 野 徹  
コード番号 5391 (東証第 1 部)  
問合せ先 総 務 部 長 金 本 太 志  
電話番号 045 - 503 - 5760

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更に関し、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 16 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、業務執行取締役等を除く取締役及び全ての監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりました。当社は、上記基準に加え総合的な判断のもと責任限定契約締結の可否を決定しておりますが、法改正の趣旨を踏まえ、責任限定契約に関する定款の一部(定款第 23 条第 2 項ならびに第 30 条第 2 項)を変更するものであります。

なお、定款第 23 条第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

現行定款	変更後の定款案
第 23 条 (略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間で、 <u>任務を怠ったこと</u> による当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	第 23 条 (略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u> との間で、 <u>任務を怠ったこと</u> による当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。
第 30 条 (略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>社外監査役</u> との間で、 <u>任務を怠ったこと</u> による当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。	第 30 条 (略) 2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、 <u>任務を怠ったこと</u> による当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める最低責任限度額とする。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)  
定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

以 上